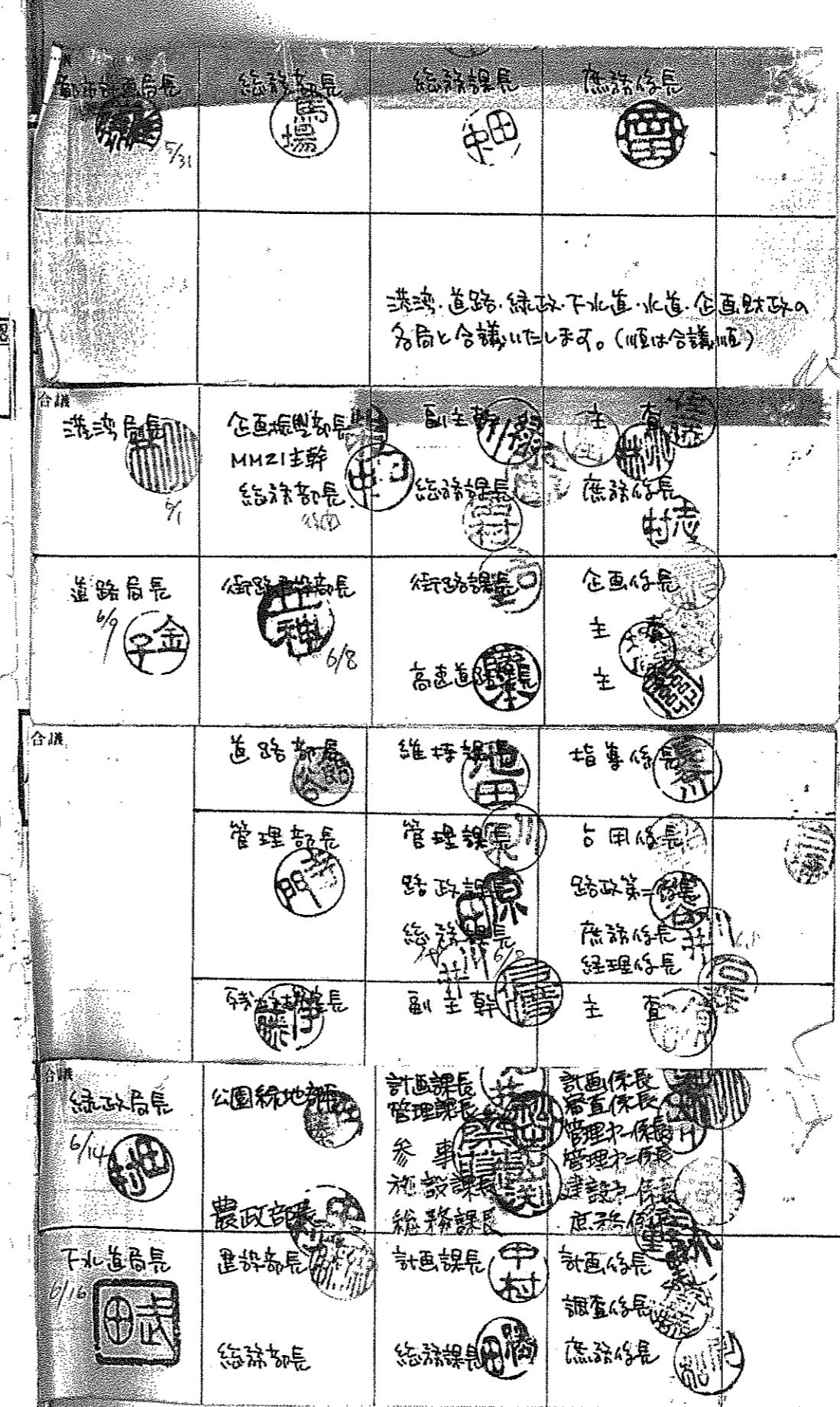


甲 乙 丙

		文書番号	整理番号	
昭和 58 年 5 月 30 日起案	昭和 59 年 2 月 4 日決裁	昭和 年 月 日 発送完結		
市長 助役 池波助役		種別及び類別 58-都.計-1(永年)-3		
		文書上任 清書 照合 公印承認		
主管局長 東住主幹	次長 主幹	課長 副主幹	係長 主査	起案者 下村
合議 北道局長	施設課長	計画課長	経理課長	業務課長
水道技術管理着	工事課長	企画課長	経理係長	業務係長
企画財政局長	財政部長	財政課長	予算係長	今田主幹
		副主幹	川原主幹	公債係長
<p>計画と並んで、本地区土地区画整理事業に立ちます。</p> <p>基本方針は 7/12 (方針決定) 及び 本部・住宅・都市</p> <p>整備公団間の協定書等の締結は 7/12 (同)</p> <p>計画と並んで、本地区土地区画整理事業(以下「本地区整理事業」という)に対する基本方針を別添一①により定めよといふが、また、本地区整理事業は 7/12、住宅・都市整備公団(以下「住・都公団」)</p>				

横浜市起案用紙 (B5)



ヒト)との間で、別添-②、③、④の審査による協定書・覚書・確認書をとづかれていますが、伺います。

なお、二の起業の主旨等は以下は、以下のようにあります。

(以下の内容)

1. 事業計画書の提出(24年2月1日以降)(P.3)

2. みなし計画(中央地区土地区画整理事業に対する

基本方針)(P.6)

3. 本市-住宅都市整備公団間の

協定書・覚書・確認書(24年2月1日以降)(P.8)

4. みなし計画(中央地区土地区画整理事業)

事業計画書の提出(24年2月1日以降)(P.10)

1.

E区

・ 2F

・ 4F

・ 5F

・ 5

・ 5

・ 6F

・ 6

・ 6

・ 6

・ 7

・ 7F

横浜市洋

1. 事業認可告示まで(スケジュール)=7月2日

市区画整理事業(現地盤上、35.1ha)は7月2日未、現在未定に、

2月25日 … 都市計画三室(34.4haと1.2)。

3) 4月27日 … 本市から建設省市区画整理課へ基本計画協議。

5月18日 … 建設省市区画整理課、基本計画了承。

6) 5月30日 … 住・都公園から本市へ事業計画協議*

* … 住宅・都市整備公団法第41条第4項に規定する

8) 6月1日 … 通称「住・都公園法第41条協議」ヒアリング。

5月31日 … 本市から住・都公園へ、事業計画に同意旨回答。

10) 6月1日 … 住・都公園から(神奈川)県へ事業計画協議*。

6月20日 … 県から住・都公園へ、事業計画に同意旨回答。

6月22日 … 住・都公園から建設省へ事業認可申請。

6月30日 … 建設省から本市へ7月12日、官報告示予定の旨通知。

総覽の周知の協力要請。

7月12日 … 建設省、事業計画と施行規程の総覽を告示。

7月13日~7月26日 … 事業計画と施行規程と総覽。

(施・住宅都市整備公団首都圏都市開発本部)
横浜特定期間開発事務所

・ 7月27日～8月9日 … 意見書提出期間

《意見書4通、提出したる》

・ 10月20日 … 意見書処理に7112、都市計画地方審議会に

(面積35.1haの都市計画の変更と併せ)付議。

(予定)

・ 11月上旬 … 職業認可公示(予定)

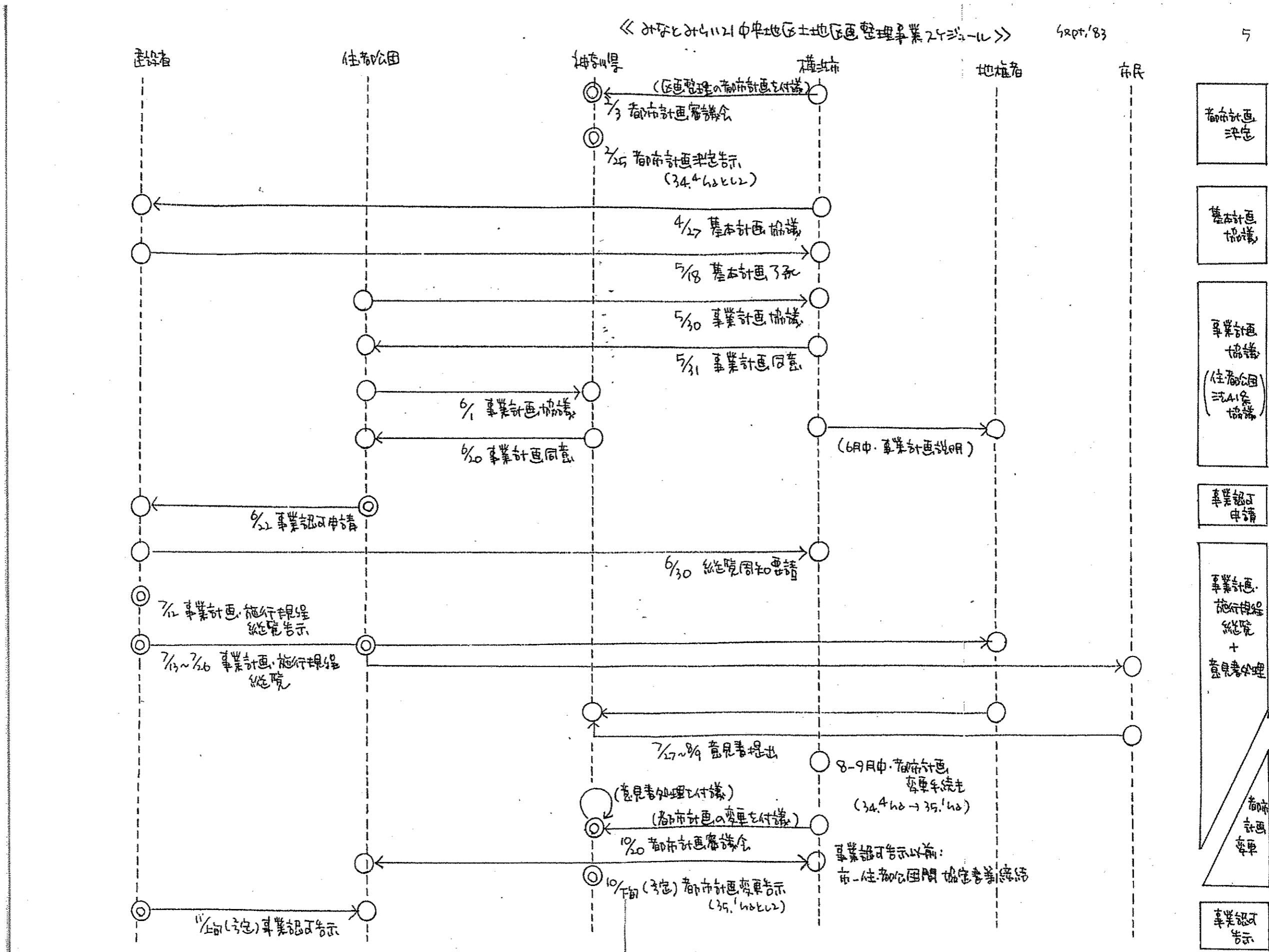
という手順を経て21年3月。

二へ一連のスケジュールの中で、虚しくも事業認可まで、(住・都公園と
本市との間に、本区画整理事業が整備する内容を定め、これを踏
まえた住・都公園と本市の間の協定書等を締結する必要と
なっています。

《市容と都市計画 土地地区画整理事業 2年3月～11月》

Sept. '83

5



2. みなし方針による中央地区土地区画整理事業に対する

基本方針による

(1) 方針の内容

別添-① 土地区画整理事業等の整備方針並びに整備内容

は、二の内容によるものである。

第一、二の内容によるものは、5月20日の助成会議で承認されたものである。

(2) 方針の背景

本区画整理事業には、二点の特徴がある。

3. 早急の上物建設を促進させるため、区分地化を即
刻する。

1. 本区画整理事業の実質性を確保する。

4.既成市街地の区画整理事業であるがために、増進が新
規開発地に比べ小さい。したがって、現状はおらずから限
界がある。

二つに対する本市の方針といふは、以下のとおりである。

3. 國からの補助費を本市の一般会計より歳出する。

1. 「公共基盤整備と土地区画整理事業だけ」なく、他事

業も導入しない。
2. 埋立地を適切な価格で、住者公団に売却する。

本区画整理事業については、横浜市の開発事業への基本的姿勢
といふ、市地開発要綱を適用するも、上記の仕組みから、各工種
の負担に一定限度があることは明確であり、土地区画整理事業
以外の別途公共事業の導入を図ることとする。

3. 本市-住・都市整備公団間の協定書・覚書・確認書

1=7112

1. 2) 前述した24議題にしたがい、住・都市公団から建設省

への事業認可申請に先立ち、本区画整理事業に関する基本的草
題に7112、住・都市公団と協定書・覚書・確認書（以下「協定書等」
という）を締結しておく必要がある。これは、前添一⑥にある本市
から住・都市公団への事業要請文中の、「本事業に関する基本的草事
題に7112の別途協議」にあたるものである。

二) 協定書等の主な内容は、次のとおりである。

(1) 本区画整理事業の整備に7112は、基本的には地区内を特異

とし、東洋部・地区外に7112は別途事業の導入を図る。

(協定書第2条、覚書第3条、確認書3.)

(2) 区画整理補助金に7112は、国から本市へ $\frac{2}{3}$ 出る補助金の

上に、本市が補助金を $\frac{1}{3}$ 上乗せして住・都市公団に交付する。

△ 間接補助方式とする。(協定書第3条、覚書第4条)

(3) 本区画整理事業の施行区域は、埋立地を含む区域へ専
土賣するものとする。この際、本区画整理事業の核算性を
確保するために、本市は住者公團に、埋立地を単價 $90,000 \text{円}/\text{m}^2$
(昭和57年度単價)、面積 6ha を目金として売却するものとする。

(覚書第2条 第5条、確認書2)

また、 $90,000 \text{円}/\text{m}^2$ は、57年度における基準価格の意味
であり、売却時には $90,000 \text{円}/\text{m}^2$ にその時点までの物騰等
スライド分を上乗せして売却するものである。

○(4) 協定書第2条第3項

「甲は、乙の施行する土地区画整理事業と併行し、二つの

開発行為公共施設等の整備も行うものとする。」

ヒト目次は、周辺の取扱道路等の整備も土地区画整理事業

と同時に実行ヒト目次はなく、土地区画整理事業とスケール

が1に調整も図りながら進める、ヒト目次である。

○(5) 協定書第4条第1項

「甲は、乙の施行する土地区画整理事業による用地の取得

1-2112. 全面的に協力するものとする。」

ヒト目次は、確定證書(案)2.2記され、埋立地の面積90,000m²

(昭和57年度人並居)、面積6ヘクタールの取得1-2112の市側の協力

をうた、2113ものび、3の他に意図するものはない。

4. 横浜市中央地区土地区画整理事業の事業計画

（附）関する協議会議事録

(1) 総論

3. 昭和56年12月 基盤整備に関する方針決定

(住・都公園施行の土地区画整理)
 事業とする。

4. 昭和57年3月 本市から住・都公園に対する要請

5. 昭和57年9月 県から住・都公園に対する要請

6. 昭和58年2月 宅地開発事前審査部会

(区画整理事業計画に関する各局)
 への意見照会。

7. 昭和58年2月まで 住・都公園と基本的整理に関する協議会議事録

8. 昭和58年3月 区画整理事業計画に関する県へ

事前説明会

9. 昭和58年4月 宅地開発事前審査部会

(各局の回答と報告)

7. 日⁷和58年5月 関係局長会、助役会

(区画整理事業の整備内容及び)
(関連事業との事業区分等)

(2) 方針

上記の経緯及びに 1. 2. 前述した通りも踏まえ、

住・都公園より本市との事業計画協議への回答にあたるが、
基本的に異存ない旨別途経同へと早急に^{回答}する。

各局の意見は以下は、別添-⑤のとおりである。これらに7月
2も別途経同へと、住・都公園と文書で確認していく。

59.2.4

市長令第3号

① 土地区画整理事業等の整備方針並びに整備内容について

1. 基本方針

みどりみらい21事業は、本市の都心の拡充を図るために、本市自らが計画主体となって都市政策の一環として推進する都心部強化の中心的事業である。そのため、その基盤整備手法は、事業の効率的な促進及び国費の導入枠の拡大を図るため、各種の公共事業を複合化させ、街づくりの早期実現に向けて先導的に推進させていく必要がある。したがって、みどりみらい21における基盤整備事業のうち、今年度から事業着手することになっている土地区画整理事業等の整備内容及び他の関連事業との取扱いについては、「みどりみらい21事業」の性格、仕組み等を勘案し、以下の内容で進める。

(1) 対象事業

すでに今年度からの事業着手が明確化している土地区画整理事業及び埋立事業を対象とし、事業手法が未定となっている高島ヤード地区については、事業手法が決定した段階で別途取扱う。

(2) 宅地開発要綱の取扱い

他の開発事業及び今後の開発事業への波及を勘案し、原則として宅地開発要綱を適用する。ただし、本事業の性格、仕組み等を勘案し、極力個別の公共事業等に対応する。

(3) 整備内容

工種	事業	整備内容
1. 街路整備	区画整理事業	事業地区内の街路整備を行う
	街路事業等	区画整理事業地区内への取付道路として必要となる桜木、東戸塚線、緑町4号線及び大岡川橋梁、出島橋梁について整備する。
2. 下水道整備	区画整理事業	原則として地区内、地区外施設共にそれぞれの事業で整備または負担する。ただし、地区外施設については、当面の間、既存の施設で対応する。
	埋立事業	なお、詳細については別途協議とする。
3. 上水道整備	区画整理事業	地区内、地区外施設共にそれぞれの事業で負担する。ただし、地区外施設については、当面の間、既設管で対応する。
	埋立事業	なお、詳細については別途協議とする。
4. 都市公園整備	区画整理事業	事業地区内の公園について、用地を確保する。
	公園整備事業	区画整理事業地区内の公園の施設整備を行う。
5. 首都高ランプ建設	首都高建設事業	緑町ランプについては、首都高建設事業として行う。

② みなとみらい21中央地区土地区画整理事業

事業等に関する協定書(案)

横浜市(以下「甲」という。)と住宅・都市整備公団(以下「乙」という。)は、みなとみらい21計画推進のため、甲から乙へ住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)第29条第4項の規定に基づき要請のあった、みなとみらい21中央地区土地区画整理事業及び住宅・都市整備公団法第29条第1項第15号の規定による事業(以下「土地区画整理事業等」という。)に関する基本事項について、甲乙間に次のとおり協定を締結する。

(相互協力)

第1条 甲及び乙は、土地区画整理事業等の施行に当たり、相互に協力し、誠意をもって協議を行い、土地区画整理事業等の円滑な推進に努めるものとする。

(事業の計画及び実施)

第2条 甲は、みなとみらい21計画の全体計画を策定するとともに、その推進及び実施を図るものとし、乙はこの全体計画に基づき、土地区画整理事業等の実施

計画を策定するものとする。

2 乙は、前項の事業計画に基づき、土地区画整理事業等を施行するものとする。

3 甲は、乙の施行する土地区画整理事業等と併行して、これに関連する公共施設等の整備を行うものとする。

(補助金の導入)

第3条 甲及び乙は、土地区画整理事業等に係る国庫補助金について、相互に協力し、積極的にその導入を図るものとする。

(用地の取得及び処分)

第4条 甲は、乙の施行する土地区画整理事業等に係る用地の取得について、全面的に協力するものとする。

2 甲及び乙は、用地を処分するに当たり、あらかじめ調整の上、みなとみらい21計画の目的に合致するよう努めるものとする。

(その他)

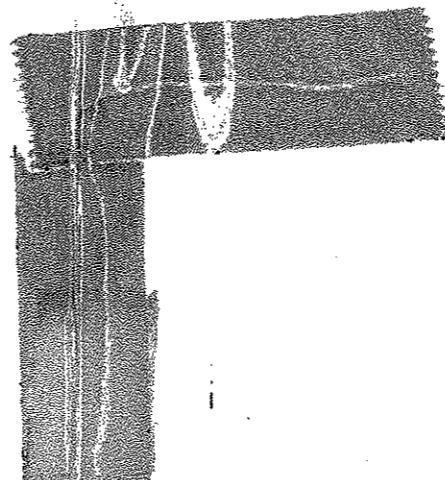
第5条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙
記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和 58年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市長 細 郷 道 一

乙 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団總裁 ~~大端洋一郎~~
~~村田清~~
志村 清一



③ みなとみらい21中央地区土地区画
整理事業等に関する覚書(案)

横浜市(以下「甲」という。)と住宅都市整備公団(以下「乙」という。)は、みなとみらい21計画推進のため、甲から乙へ住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)第29条第4項の規定に基づき要請のあったみなとみらい21中央地区土地区画整理事業及び住宅・都市整備公団法第29条第1項第15号の規定による事業(以下「土地区画整理事業等」という。)に関し、昭和58年月日付¹⁹で締結された協定に付帯して、甲乙間に次のとおり約定し、覚書を交換する。

(土地区画整理事業等の協議)

第1条 乙は、乙の施行する土地区画整理事業等の計画策定に当たり、横浜市都市計画局みなとみらい21担当と協力して関係機関との協議あるいは調整を行うものとする。

(施行区域の拡大)

第2条 甲及び乙は、相互に協力し、事業化の条件が

整いしだい土地区画整理事業等の施行区域を高島埠頭地区及び埋立地を含む区域へ拡大変更するものとする。

(業務の分担)

第3条 協定第2条で規定する関連する公共施設等の整備手法及び事業主体等は、別表のとおりとする。

(土地区画整理補助金)

第4条 協定第3条で規定する国庫補助金のうち、土地区画整理補助金は、昭和50年11月1日付建設省都市局長通達「土地区画整理補助事業の執行について」に基づく間接補助とする。

(用地の譲渡)

第5条 第2条の規定により施行区域を拡大する場合において、甲は、埋立地の一部を、乙に譲渡するものとする。

2 前項の規定により、譲渡する埋立地の面積及び価格は、土地区画整理事業等の採算及び甲の実行する埋立地造成の原価を勘案し、甲乙協議して、定めるものとする。

(搬入土等)

第6条 乙の施行する土地区画整理事業等の造成に必要とする土砂は、原則として、甲の公共事業による良質な残土をもって、これにあてるものとする。

2 甲及び乙は、土地区画整理事業等の施行区域に含まれる埋立地の地盤改良について、事前に協議するものとする。

(移転補償)

第7条 甲及び乙は、第2条の規定による施行区域の拡大により、その区域に含まれる高島埠頭地区に存する倉庫等の移転が生じた場合には、相互に協力して、これに対処するものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項、疑義を生じた事項及び不測の事態については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和58年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市長 細郷道一

乙 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団(総裁) ~~大塙洋介~~ ~~志村清一~~
志村清一

別表 土地区画整理事業等に関する公設施設等の整備手法及び事業主体等

事業主体			費用負担主体	備考
土地区画整理事業等		住宅都市整備公団	住宅都市整備公団	直接補助の市負担を除く。
南 連 事 業	街路事業	平成17 深・本町線	横浜市	横浜市
		平成4.1 桜木・東戸塚線	横浜市	横浜市
		共同溝	横浜市	横浜市
	公共下水道事業	横浜市	横浜市	土地区画整理事業で整備するものを除く。
	上水道事業	横浜市	横浜市及び住宅都市整備公団	

④ みなとみらい21中央地区土地区画
整理事業等に関する確認書(案)

横浜市(以下「甲」という。)と住宅・都市整備公団
(以下「乙」という。)は、昭和58年 月 日付で締
結された覚書に付帯して、甲乙間で次のとおり
確認する。(以下「覚書」といふ。)

1 甲及び乙は、覚書第4条で規定する土地区画整理補助金が計画どおり導入できない場合は、別途協議するものとする。

2 覚書第5条の規定により、甲が乙に譲渡する埋立地については、次の条件を目途とするものとする。

面積 6ヘクタール

価格 ㎡当たり 90,000 円(昭和57年度価格)

3 甲及び乙は、土地区画整理事業施行区域外の上水道事業に係る乙の費用負担については、覚書第2条で規定する施行区域の拡大変更の際、別途協議するものとする。

4 乙は、土地区画整理事業等の施行に伴い発生する残材を、甲の実施する埋立地の造成区域に処分できるものとする。

左記、処分の時期、場所及び残材の内容等については、別途協議するものとする。

昭和58年 6月 10日

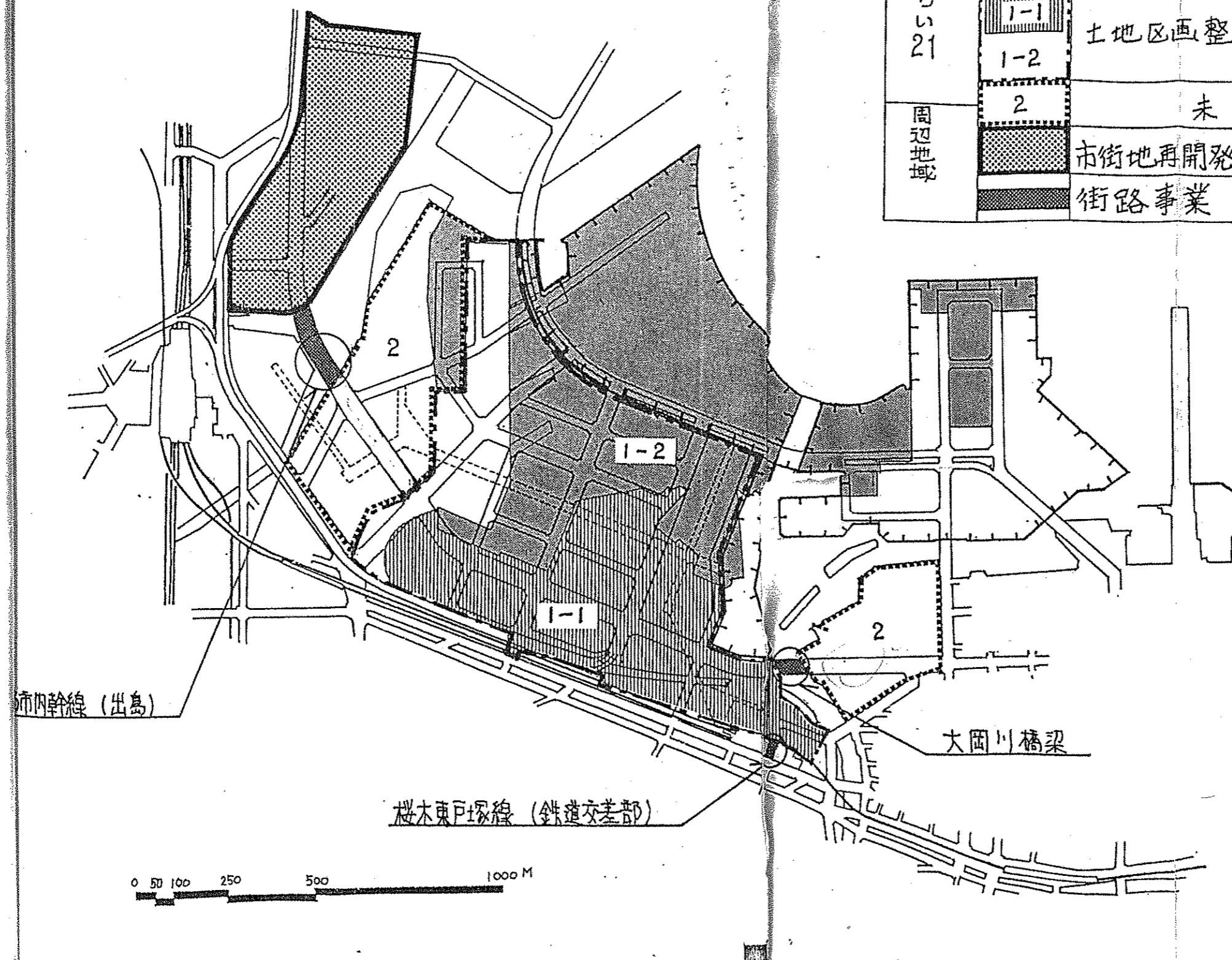
甲 神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市

都市計画局長 佐藤 安平
乙 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団

都市再開発部長 ~~谷口清秀~~
~~三橋重吉~~
三橋 重吉

(参考)

基盤整備の事業手法・事業区分図



地域	区域	事業	施行主体
みなとみらい 21		港湾整備事業	市
		臨海部土地造成事業	市
	1-1		
	1-2		
	2	土地区画整理事業	住宅都市 整備公団
周辺地域		未 定	
		市街地再開発事業等	
		街路事業	市

58.4.6 みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について その1

局名(窓口課名)	事業計画に係わる意見	参考意見	みなとみらい21担当の処理
総務局 市民局 経済局 交通局 神奈川区	特に意見なし。	桜木町駅前広場計画については今後当局と協議願います。 (交通局) ○公	なお、本件事業の施行区域外であるが昭和57年3月6日 総災第222号をもって広域避難場所及び災害時における救援物資の集積・輸送拠点の機能を有する場所の確保について要望しているほか、「みなとみらい21」地域内の全体の都市施設の防災化等については、「みなとみらい21防災都市計画基本構想策定調査委員会」において提言しているので、これらについて充分配慮していただきたい。 (総務局)
企画財政局	1. 公益用地について。 当区画整理事業は、都市計画法第12条に規定する市街地開発事業で、都市計画決定する開発事業でありますので、宅地開発基準第6項(公共・公益用地の原則)は、適用されません。従って、専細に基づく公益用地の負担は 없습니다。 2. 市有地及び横浜市土地開発公社所有地について。 当区画整理事業地区内の市有地及び公社所有地については、本市施設用地として指定する位置に換地すること。		
衛生局	医療施設特に診療所の整備について。 新たに医科診療所3ヵ所、歯科診療所2ヵ所の整備が必要と思われる所以、これらが開業可能なスペースの確保をおねがいたいこと。 資料省略		
公害対策局	都心臨海部総合整備事業(みなとみらい21計画)に係る環境影響評価審査書(昭和57年6月5日 横浜市公告第173号)の主旨が注力されるよう、また幹線道路に面した区画においては、住居等に対する道路からの大気汚染、騒音の影響を考慮した土地利用などをどうぞそれ御配慮されたくお願ひいたします。		
緑政局	公園は 第二期の施行区域を含せた、段階で施行区域の4%以上を確保する計画とされた。		

みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について その2

局名(窓口課名)	事業計画に係わる意見	参考意見	みなとみらい21担当の処理
環境事業局	<p>1. 区画整理事業実施中 (1) 土地区画整理事業の実施に伴ない発生する廃棄物の処理、処分については、当局と事前に協議されたい。 (2) 下水本管に接続されるまでの間、現場事務所等における屎尿処理は、浄化槽による処理とし、放流水を港湾区域に放流するときは、その水質をBOD 30 PPM 以下とされたい。</p> <p>2. 区画整理事業実施後 (1) 地域内から排出される廃棄物(事業系、家庭系を含む)については、保管、貯留、輸送を衛生的かつ効率的な方式で処理ができるよう配慮されたい。 (2) 人通りの多い所、多数の人か集まる所等(駅前広場、街路際等)にその地域に適合した公衆便所を設置されたい。</p>	-----	公 公
下水道局	<p>1. 排水計画については隣接地区の排水計画も含め別途下水道局保全課と詳細協議すること 2. 下水道の排除方式は分流式とすること 3. 保土ヶ谷桜木幹線に接続する污水幹線の詳細協議及び施行方法については別途下水道局計画課と協議すること 4. 雨水の大岡川放流については別途神奈川県河港課及び横浜治水事務所と協議すること 5. 国鉄根岸線と高速道路横羽線とはされた個所の排水計画については別途下水道局保全課と協議すること 6. 公共下水道の負担等については別途下水道局計画課と協議すること</p>	-----	公
港湾局	<p>1. 土地区画整理事業の二期を含む全体計画を埋立免許願書と整合の図られたものとすること 2. 二期事業に際し、埋立地の譲渡について、その面積及び価格を埋立免許願書と整合の図られたものとすること 3. 当該事業に要する廃土の取り扱いについては、関係機関と充分調整を行うこと 4. 今後、当該事業の換地計画にあっては、事前に当局と協議を行うこと 5. その他当該事業に変更等が生じた場合には、速やかに当局と協議を行うこと</p>	-----	公

みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について その3

局名(窓口課名)	事業計画に係る意見	参考意見	みなとみらい21担当の処理
水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内に必要となる水道施設建設のための費用(共同溝建設に伴う負担金を含む)は、その全額が事業施行者の負担となります。 2. 地区外水道施設(配水池、及び貯水槽)も必要となりますので、その建設に要する費用について応分の負担が必須となります。 3. 建設計画の詳細については、別途協議といいます。 	-----	<input type="radio"/> 公 <input type="radio"/> 公 <input type="radio"/> 公
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防水利として防火水槽(40m³) 9基、消火栓(150mm以上) 19基以上設置すること。 2. 3階以上となる中高層建築物については、梯子付消防自動車の活動に必要なアプローチ道路、保有空地を確保すること。 3. 歩行者専用道等は、緊急時の消防活動を考慮したものとすること。 以上 詳細については、消防局企画課と別途協議すること。 	-----	<input type="radio"/> 公 <input type="radio"/> 公
西区	当該土地区画整理事業の実施においては、周辺市街地において工事用車両等の通行による交通障害等が生ずることのないよう十分配慮されたい。	-----	<input type="radio"/> 公
中区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の具体的な内容確定の際には、地元区と協議するとともに、地元要望等尽可能限り取り入れること。 2. 工事期間中の土ぼこり、ダンプカーの通行等に十分配慮すること。 	-----	<input type="radio"/> 公

みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について

その4

局名(窓口課名)	事業計画に係わる意見	参考意見	みなとみらい21担当の処理
民生局	特に異議なし。	<p>1. 「みなとみらい21」事業の理念について。 当該計画の理念の中に国際性・中枢性・文化性等のほかに、福祉性を加えることが求められる。 それは来たるべき高齢化社会に備え又、障害者の「完全参加と平等」の実現をはかるためにも、都心機能がより多様な市民に広く開放されるような配慮が必要と考えるからである。</p> <p>2. 同事業の中に講ずる具体策について。 ①「福祉の都市環境づくり推進指針」を当該地区の街づくりに全面的に適用すること。 ②当局としては、上記1.の趣旨を生かせるよう、市民福祉的施設の建設を考えており、具体策については、早急に検討をすすめていくが、この建設用地の確保等について、貴局の協力を願いたい。 なお、夜間人口1万人の住宅計画においては、それがビジネス住宅であっても新しい保育ニーズの発生は当然予想されるので、その対応については、今後貴職と協議してまいりたい。</p>	
教育委員会	特に異議なし。		
建築局	<p>1. 当該土地は、宅地造成等規制法の規成区域外であり、当規制法の適用除外となります。本件の内容に鑑み、規制法に準じた協議案件といいたい。なお、高さ2mを超える擁壁については、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知の手続が必要となります。</p> <p>2. 区画整理後の基盤整備と上物整備とを一体的に行うため、地区計画制度の早期導入を図られたい。</p> <p>3. 建築確認申請提出前に事前協議を徹底されると</p>	<p>昭和58年3月14日都み355号をもって照会がありました「みなとみらい21計画における小学校用地の取り扱いについて(照会)」に対する回答(昭和58年3月24日教委学計第29号)を、尊重されたい。</p>	(公)

みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について

5

局名(窓口課名)	事業計画に係る意見	参考意見	みなとみらい21担当の処理
	<p>ともに、貴局と建築局間の建築確認に係る事務手続を整理されたい。</p> <p>4.本事業区域内の住宅建設用地に市営住宅建設用の土地又は、空中権を取得いたしたいので、ご配慮ください。</p>		
道路局	<p>(都市計画局への意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みなとみらい21計画の位置づけを明確にし、道路についても、美観・景観・管理面を含めた経済性等の諸要素を総合的に配慮して、都心としてふさわしい街づくりとするよう計画されたい。 2. 当地区画整理事業に関連する街路事業については、国の予算をなんらみて、通常枠内で施行することは、非常に困難な状態であります。 補助金の確保や、市単独費の導入については、貴局にても、当局と充分協力して、関係機関に働きかけること。 3. 歩行者専用道路については、行き止まり道路とならないよう計画されたい。 4. 当地区において必要となる駐車場(自転車駐車場を含む)については、外来者用を含めて、原則として道路外で対応すること。 5. 区画街路2号線と緑町ランプとの交差は、半地下構造とする様計画すると同時に排水処理についても配慮すること。 6. 道路の管理上必要な用地を確保するよう配慮されたい。 7. 当地区的区界、国道、首都高との管理界を早期に明確にするよう努力されたい。 	<p>(公団への意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.(協定の締結) 土地区画整理地区内における道路の設置、管理利用について道路局と別途協定書を締結すること。 2(都市計画道路) 住宅都市整備公団(以下公団という)は、土地区画整理事業に関する全ての道路について国庫補助対象事業に採択されるよう本市と協力して最大限の努力をすること。 3(共同溝の整備) 本市道路局において共同溝整備の計画があるので道路工事・施行にあたっては道路局と十分調整されたい。また、共同溝の建設にあたっては道路の路線認定区域決定、供用開始の手続が必要となるので次の事項について道路局と協議の上、計画を策定されたい。 <ol style="list-style-type: none"> (1)道路の路線認定、区域決定、供用開始を行うための段階計画。 (2)共同溝整備道路の指定に必要な権原設定のための計画。 4(道路の占用物件) 道路の占用物件については、「道路占用許可基準」に基づき道路局と占用計画協議すること。なお当地区的道路は、無電柱化路線に指定する予定 	<p>公</p>

みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について

その6

局名(窓口課名)	事業計画に係る意見	参考意見(公団への意見)	みなとみらい21担当の処理
		<p>なでの計画の策定及びその実施について配慮されたい。</p> <p>5.(支障物件の撤去) 道路の管理、並びに工事に支障となる地下埋設物件、建物基礎等は公団の負担で撤去すること。 (道路の構造)</p> <p>6. 道路と鉄道との交差は原則として立体交差とし、国鉄との協議により、暫定的に平面交差とする場合は、交通の安全に十分留意した計画とするよう踏切の管理問題も含め、あらかじめ協議すること。</p> <p>7. 道路の横断構成については、建設省通達「道路の標準幅員に関する基準(案)」を標準とした計画とし、道路局と別途協議すること。</p> <p>8. 鋼装の構成については、アスファルト、コンクリート舗装、セメント・コンクリート舗装の両方を検討し、道路局と協議の上、「アスファルト舗装要綱」、「セメントコンクリート舗装要綱」に基づき決定すること。なお、それ以外の特殊舗装については、道路局と別途協議すること。</p> <p>9. 「道路の縦断線形については、道路排水に支障とならない計画にすること。</p> <p>10. バスルート計画、停留所計画を考慮した構造の設計をし、関係局と別途協議すること。</p> <p>11. 荘・本町線の高島ヤード側取付部については、線形、幅員等の確保に十分配慮し、安全な通行を確保すること。</p> <p>12. 地区街路6号線については、必要な中の歩道を設置すること。</p>	

みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について

の7

局名(窓口課名)	事業計画に係る意見	参考意見(公団への意見)	みなとみらい21担当の処理
道路局		<p>13. 茅・本町線、桜木・東戸塚線交差点付近の構造設計及び施行にあたっては、共同溝計画等と十分調整し、道路局と別途協議すること。</p> <p>14. 道路の付帯構造物については、都市計画道路付帯構造物標準図に基づき実施すること。</p> <p>15.(立体横断施設) 歩行者専用道路の道路との交差及び幹線道路の歩行者横断については必要に応じて立体横断施設を設置するものとし、道路局と別途協議すること。</p> <p>16.(道路の付属物) 交通の円滑化をはかるため照明灯、街路樹、防護柵、道路標識、区画線等道路の付属物を道路局と協議の上必要な場所に設置すること。</p> <p>17.(駅前広場) 桜木町駅前広場の整備については、区画道路(幅員9m)の交通処理も含めた計画とし、道路局と別途協議すること。</p> <p>18.(自転車道) 自転車道の整備について将来計画される施設・配置と整合するよう検討されたい。</p> <p>19.(首都高速道路ランプ) 緑町ランプの新設が計画されているので、公団は事業実施については協力をすること。</p> <p>20.(交通処理計画) 各整備段階別の交通処理計画を作成し、関係機関と協議すること。</p> <p>21.(土砂の搬入等) 土砂の搬入については、本市公</p>	

みなとみらい21 中央地区土地区画整理事業の事業計画に係る意見集約結果について

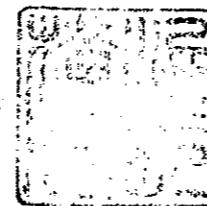
その8

局名(窓口課名)	事業計画に係る意見	参考意見(公団への意見)	みなとみらい21担当の処理
道路局		<p>共事業発生残土を受け入れるよう検討されたい。詳細については道路局と別途協議されたい。</p> <p>22. 土砂の搬入路を整備されたい。詳細については道路局と別途協議されたい。</p> <p>23. 土砂の搬入等により道路損傷汚損を生じた場合は、道路管理者に報告するとともに公団において処理すること。</p> <p>24. 橋梁の計画については、道路局と首都高速道路公団と別途協議すること。</p> <p>25.(協議の範囲) 今後新たな計画を協議する場合、今回協議範囲に抵触するときは再協議の範囲に含めるものとする。</p>	

56企第593号
昭和57年3月31日

住宅・都市整備公団
総裁 志村清一 殿

横浜市長 細郷道一



みなとみらい21に係わる土地区画整理事業について
(要請)

時下ますます御清栄のこととお喜び申しあげます。本市では、「21世紀を展望する街づくり」の一環として都心部強化を進めていますが、その中心的な柱となるのが「みなとみらい21」計画です。

本計画は、本市の都市構造のひずみを是正し、バランスのとれた都市を創り出すための契機としての総合整備事業であると同時に、首都圏における核都市構想を実現し、首都圏のかかえる諸問題を解決するための国家的な事業といえます。そのため、本計画の推進にあたつては、貴公団を始めとする国家的な御協力が不可欠と考えます。

つきましては、本地域整備の実施にあたつて、貴公団の御支援を承りたく、次により要請いたしますので、御配慮くださいますようお願い申しあげます。

- 1 地域の名称 みなとみらい21中央地区
- 2 事業の内容 住宅・都市整備公団施行
土地区画整理事業等
- 3 事業の施行期間 昭和57年度からおおむね10年間
- 4 基本的事項
 - (1) 施行区域 横浜市西区緑町、高島一丁目の一部、中区内
田町
 - (2) 施行面積 約3.4ha
 - (3) その他 本事業に関する基本的な事項については、別途協議によるものとする。